

令和4年度第1回沖縄県青少年保護育成審議会 議事録

日 時：令和4年8月31日（水）
午前10時から午前11時45分
場 所：三重城合同庁舎501研修室
事 務 局：青少年・子ども家庭課長
（司 会）：青少年育成班 班長
：青少年育成班 主幹

1 概略

審議の前に、出席委員9名での審議会は、沖縄県青少年保護育成審議会設置条例第6条第1項に規定する定数の過半数を満たしていることから、会議が成立する旨報告した。

次に、子ども生活福祉部長は、新規委員就任に伴い審議会委員2名に委嘱状を交付し、あいさつを行った。

続いて、同審議会会長が、審議会員1名を、いじめによる重大事態再調査部会の部会員に指名し、指名書を交付した。

続いて、事務局、各審議会委員から自己紹介を実施した。

そして、審議会概要説明後、同審議会会長の進行により、有害図書2冊の諮問について審議を行った。

審議終了後は、事務局から昨年度の青少年健全育成の取組等について報告を行い、審議会を閉会した。

【会次第】

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付式
- (3) 沖縄県子ども生活福祉部長あいさつ
- (4) 指名書交付式
- (5) 自己紹介
- (6) 審議会概要説明
- (7) 議事
 - ・有害図書の諮問
 - ・青少年健全育成活動の取組結果報告等
- (8) 閉会

2 審議状況

会 長	それでは、「有害図書の審議」についての議事進行を務めさせていただきます。まず、配布資料の4ページをご覧ください。本日の審議は、玉城知事から有害図書等の指定について諮問がありますので、2冊の図書について審議していきたいと思っております。それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	有害図書の指定につきましては、青少年の健全育成に悪影響があると認めた図書等を有害図書に指定し、青少年が閲覧・購入できないようにするものです。

今回、諮問している図書は、県内の書店等で一般雑誌として陳列販売されていたものでございます。

各図書別に有害図書に指定する理由を確認していきたいと思います。

なお、図書の抜粋版を別冊にまとめていますので、諮問の際には、そちらを確認していただければと思います。

では、会議資料の5ページをご覧ください。

諮問図書1冊目は、

図書名：「裏モノJAPAN9月号」

発行日：2022年7月23日

発行所：株式会社 鉄人社

です。

有害図書として諮問する理由は、内容を事務局で確認したところ、

- ・女性の肉体の全部または一部を露出している写真が掲載されている、
- ・卑猥な出会い系サイトの紹介がある、
- ・集金を装って現金を得る経験談の紹介がある、・卑猥な経験談の紹介がある、
- ・裏風俗情報の紹介がある、・窃盗手口の紹介がある、
- ・盗撮手口の紹介がある、・合法ドラッグの紹介がある、

など犯罪や卑猥な内容が掲載されており、沖縄県青少年保護育成条例に関する推奨及び指定等の認定基準に該当するおそれがあるということで諮問させていただきました。

裏モノJAPAN9月号は、現時点、他の都道府県での有害指定はされていませんが、8月号は、他の都道府県でも指定されています。

諮問図書2冊目は、

図書名：「ヤバすぎる裏ワザベストカタログ2022」別冊付録付き

発行日：2022年4月13日

発行所：株式会社 三オブックス

です。

有害図書として諮問する理由は、内容を事務局で確認したところ、

- ・海賊版マンガサイトの紹介がある、・ワクチンパスポート偽造の紹介がある、
- ・スマホカメラシャッター音無音化方法の紹介がある、
- ・海賊版アニメ動画サイトの紹介がある、
- ・ハッキングツール販売サイトの紹介がある、・特殊解錠用具の紹介がある、
- ・ファスト映画の検索方法の紹介がある、・スマホ盗聴器化の紹介がある、
- ・カンニンググッズ販売サイトの紹介がある、
- ・南京錠解錠方法の紹介がある、・盗撮手口の紹介がある、
- ・使用済み下着等の販売方法の紹介がある、・返品詐欺手口の紹介がある、
- ・返金詐欺、転売手口の紹介がある、・キセル手口の紹介がある、

など犯罪を助長するような内容が掲載されており、沖縄県青少年保護育成条例に関する推奨及び指定等の認定基準に該当するおそれがあるということで諮問させていただきました。

こちらの図書は、今年の5月10日に岩手県の方で有害図書に指定されています。

次に、審査表の記載方法をご説明いたします。

それぞれの図書ごとに「認定基準」に該当する記号があれば、○を付けて下さい。

認定基準の記号につきましては、「有害図書の認定基準」でご確認ください。

該当すると思われる記号があれば、複数に○を付けても構いません。

指定の要否の欄には、子ども達の健全育成を阻害するおそれがあると認められる場合は、要に○を付け、阻害するおそれはないと判断した場合は、否に○をお願いします。

参考事項欄には、当該図書の指定に関する御意見等を自由に御記載下さい。余白に書いていただいても結構でございます。

審査結果につきましては、審議会設置条例第6条第3項の規定により

- ・出席した委員の過半数で決定
- ・可否同数の場合は、会長の決するところにより決定

することとなります。

以上で、事務局の説明を終わります。

会 長 ただいまの説明についてご意見、ご質問はありませんか。

Y委員 私は、今回の資料を見る限り、この諮問図書は、すべて認定基準に該当すると思
います。

こんなに卑猥なことが書かれていて、これぐらいいいんじゃないと思われる方が
いるのであれば、私は非常に残念に思います。

会 長 個人のご意見は、審議の際に言っていただきますので、その際によろしくお願
いします。

そのほかに審査について質問はございませんでしょうか。

質問がなければ、各図書について審査をお願いします。

委 員 ～ 審 査 ～

会 長 審査が終わりましたら、事務局が回収しますので、挙手をお願いします。

会 長 事務局が集計する間に、今回の図書についてなどについて、それぞれ、何かご
意見や感想などはありませんでしょうか？

N委員 今回は本のことで審議していますが、ネット上で青少年に影響を与えるような
有害情報が流れているということは、いろんな方が見ていることになるとは
思いますが、ネット情報については、指定することができるのでしょうか。

事務局 有害指定については、条例の中で、興業や図書、DVD等を指定することになっ
ていますが、インターネットに関しては、有害指定というのは条例上はできません。

その代わり、18歳未満の方が携帯電話を契約する際に、携帯事業者は、保護者
に対してフィルタリングサービスについて説明しないといけないことが義務づけら
れています。

フィルタリングをかけてしまうと、子どもたちが仕事などをする上で支障がでる

などの場合は、保護者からその理由を書面で提出してもらっています。

条例では、フィルタリングによって、インターネット上の有害情報を、子どもたちから守るようになっていきます。

K. S委員

今回の図書の生々しい内容に驚いているところでもあります。

私が、コンビニを回ってみると、以前はこのような本が置かれていましたが、最近はずっとビニールで綴じられています。たまにそのまま置かれているところもあるので、ちゃんと徹底してもらいたいなと思うところです。

私達の対象者（保護観察）も、年齢を偽って買ったという状況があります。

赤裸々な性について興味のある年齢だとは思いますが、こういうものに影響されて性犯罪が起ってしまうと、社会の秩序が悪くなるものですから、このような本はしっかり規制していかないといけないと思います。

子どもたちに、このような本が目につかないように、大人たちも注意していかなくてはならないと思います。

K. A委員

今回の図書の裏モノJAPAN9月号ですが、有害図書に指定したとしても、10月号が新しく入ってきます。

本屋さんの本は、委託販売制ですので、10月号が入ってくると、9月号は返品することになりますので、指定しても、書店に通知が回る頃には、9月号は店頭にはないということになります。

ですので、裏モノJAPANなどは、何月号とかをなくして、裏モノJAPANとして指定できないでしょうか。

本は、完全委託販売で、本土で発売された一週間後に沖縄には入ってきます。

個別指定ではなく、本の名称で指定できたら、いけるのではないのでしょうか。

事務局

有害図書の指定は、基本的に個別指定になっています。

今回、裏モノJAPANを選定したのは、表紙が一見して成人雑誌と認識しにくいということもあって、選定させていただきました。

個別指定とは別に、包括指定というものがあり、卑猥な表現等のページ数が、ある一定の基準を満たしていれば、個別指定をしなくても有害図書とすることができます。

最新号が出た場合は、個別指定ではなく、包括的に有害図書として判断できますので、そのようにして有害図書と判断していただければと思います。

会 長

雑誌などは、最新号が出ると古い号は回収されますが、回収された後はどうなっているのでしょうか。

K. A委員

雑誌などは回収された後は、流出しないように古紙業者に引き渡され廃棄されます。

書籍は、箱に入れて出版社へ返品されます。

K. I委員

私は、そもそも有害図書の陳列規程が不十分だと思います。

諸外国では、成人雑誌が店頭で並べられているのを見て皆さんぞっとするんですね。

オリンピックとか万博に向けて、規制されて有害図書の陳列が減ったと思ったら、また陳列されています。

陳列されている有害図書の全てが、卑猥な内容で構成されている雑誌というわけではなく、一部情報誌の形をとって陳列されているものもあるので、そういったものを含めて、包括指定するとしても、条例では、陳列について、そのような本を店内の容易に監視することができる場所に置かなくてはならないとなっていますが、それだけでなく、青少年の目につかないような場所に区別して陳列するなど、踏み込んで規制をしたとしても、岐阜県の育成条例の合憲性が問われたときの基準からも合憲だと思います。

このような本は、大人でも不快感を持つものですから、そのような意見も積極的に県知事にあげていくことはできないものかなと感じています。

条例そのものが緩すぎると思います。

成人であれば、購入したいときに目につかない場所に行けば、手に取って購入することができますので、なんら権利を侵害することはないと思いますので、もっと厳しくすべきだと思います。

会 長 これについては、今後検討する方向で、整理して進めていってもらいたいと思います。

T委員 K. A委員にお聞きします。

有害図書に個別指定されていない図書で、有害指定される可能性のある内容の図書が入ってきた場合、青少年への販売や、陳列方法についての注意喚起を書店商業組合の方に行っているのでしょうか。

K. A委員 有害図書の部類の本は、成人コーナーの表示をして、レジの店員から一番見やすい場所に設置するというのが大原則になっています。

当然、青少年に販売しませんし、陳列するときもビニールなどで中が見えないようにして陳列しています。

各組合員へもそのように周知徹底しています。

T. S委員 沖縄県の書店商業組合に入っていない書店はどれくらいあるのでしょうか。

K. A委員 コンビニ全店舗は未加入です。他府県でもそうですが、コンビニの書籍スタンドが小さすぎ、加入するメリットがないのが理由です。

沖縄では組合員は27名、90店舗近くが加盟していますが、小さい店舗など、加入するメリットがない店舗は入っていません。

T. S委員 組合に入っていない店舗へ注意喚起をするのは難しいということですね。

K. T委員 今回の諮問図書については、有害図書として指定してもかまわないと思います。青少年の健全育成を目的として、数冊の有害図書を指定するのに、これだけの委

員の方に参加してもらい、審議するのは、もったいないような気がします。

そもそも、今回指定したような図書は、子どもたちは買わないと思います。

情報は全てネットで手に入りますし、フィルタリングの話もありましたが、ネット検索したらフィルタリングの外し方というサイトも出てきますので、有害図書指定を、青少年の健全育成の概念として行うことはどうなのかとも思います。

また、条例そのもののあり方についてですが、有害図書よりも広い部分で見ると、兵庫県の明石市は、子どもに力を注いでいる自治体で、子育て世代の人口が増えていることもありますけど、明石市長は、今までの日本社会は「公は家庭に入らず」ということで、虐待問題やDV問題、親子の引き離し問題といった家庭内の問題が見殺しにされてきており、積極的に公が家庭問題に介入するべきだとはっきり宣言されています。

ある弁護士は、「家庭の中は無法地帯」と言っており、有害図書に絡めて言うと、書店で子どもたちの目に触れないようにしたところで、大人がこのような本を買って、家庭に平気で置いてあるような家庭で育った子どもたちにとっては、有害図書の陳列方法だけを規制することだけでは意味がないということと、子どもは、良い影響も悪い影響も、大人たちから受けるため、大人たちへの働きかけ介入、家庭への働きかけ介入を重視していく必要があるのではないかと思います。

T. A委員 有害図書の陳列方法について、書店組合の皆様へは、陳列方法や青少年への販売禁止については、指導することしかできないでしょうか。

K. A委員 指導することはできても、強制することはできません。

T. A委員 私も日本は甘いのではないかと思います。

電車のつり革の広告やキャッチコピーもびっくりするような内容がありますし、コンビニなどに置かれている雑誌にしても、ビニールがかかっている表紙がどぎつくて、目のやり場に困るようなことがあります。

それを逆手にとると、今回の諮問図書は、表紙がどぎつくないので、手に取りやすいのではないかと考えています。

アメリカやヨーロッパでは、大人と子どもをはっきり分けられていると聞いたことがあり、日本でのゾーニング（区分陳列）だけでは、賢い子はくぐり抜けると思いますので、条例の範囲でなのか、日本全国での法令の範囲でなのか、いずれにしても、考えていかななくてはいけないと思います。

また、棚の上に大人が放置した成人雑誌を子どもたちが拾って見ていたということや、興味をもった子どもが、小さい子どもを裸にして写真を撮ったということ、親の隠していたアダルトビデオを子どもたちが集まって見ていたということもありましたし、墓やゴミ捨て場に捨てられている成人雑誌を中学生が拾って見ていたということもありました。

子どもたちの問題の他にも、大人の問題をどうしていくかということを考えないといけないと思います。

会 長 それでは、事務局の集計が終了したようですので、集計結果をお願いします。

事務局 集計結果を報告します。

一冊目の図書「裏モノJAPAN 9月号」の集計結果は、認定基準該当の可否について9名全員の方が該当するとされており、指定の要否について9名全員の方が必要と回答されています。

二冊目の図書「ヤバすぎる裏ワザベストカタログ2022」の集計結果は、認定基準該当の可否についても、9名全員の方が該当するとされており、指定の要否について9名全員の方が必要と回答されています。

以上で集計結果の報告を終わります。

会 長

2冊とも、全員一致で該当基準に該当し、有害図書と認めるとの結果となりましたので、有害図書として答申することといたします。

以上で審議を終了します。

次にその他報告事項を事務局からお願いいたします。

事務局

事務局から2点報告があります。

1点目は、非行防止活動及び健全育成の取組です。

まず、令和3年度「深夜はいかい防止」「未成年者飲酒防止」県民一斉行動の活動結果についてですが、昨年度はコロナの影響もあり、例年実施している各市町村の住民大会等はほとんどが中止となりましたが、YOUTUBE配信による住民大会を実施する自治体があるなど、それぞれの市町村でできることを実施しております。

市町村、関係機関に協力してもらい、約5,100枚のチラシ、ポスターを配布しました。

また、作文、ポスター、標語作品の応募をかけ、12名の優秀作品が決定し、表彰しております。

ポスターと標語での優秀作品は、来年度の深夜はいかい防止活動のチラシ、ポスターに採用されます。

その他に、善行少年や青少年育成功労者等の表彰では31名、2団体の表彰が決定しました。

次代を担う青少年同士の交流事業では、令和3年度は、新型コロナの影響もあり、オンライン交流で実施しています。

2点目は、有害環境の浄化取組の活動でございます。

まず、市町村と連携しまして、社会環境実態調査を実施しました。

県では、沖縄県青少年保護育成条例の遵守状況を把握、指導する目的で、毎年、市町村と連携して、コンビニや書店等の有害図書取扱店舗、ゲームセンターやビリヤード場等の興行施設等の社会環境実態調査を実施しています。

昨年度は、約700店舗の調査を実施したところ、ほとんどの店舗は、条例を遵守していましたが、一部の店舗で、有害図書の区分陳列ができていなかったり、青少年の深夜入店禁止の掲示がなされていない店舗がありました。

これらの店舗については、条例を遵守するよう市町村から指導してもらっています。

次に、沖縄県青少年保護育成審議会の開催ですが、通常年2回開催されていまし

たが、昨年度は新型コロナの影響で開催できませんでした。

以上で事務局からの報告を終わります。

会 長

質問はございませんか。

特に質問はないようですので、以上で、本日の審議を終了します。

～ 議事終了 ～

以 上